

**新潟青陵大学短期大学部**  
**令和6年度 社会教育主事講習 受講案内**  
**(受講コース B「社会教育演習」 追加募集)**

**1. 目的**

本講習は、社会教育法第9条の5の規定及び社会教育主事講習等規程に基づき実施するもので、社会教育行政を含めた専門性を身に付けて、地域コミュニティにおける学びを基盤とした自律的・持続的な活動をできる社会教育人材を養成することを目的とします。なお、所定の単位を修得した者は、「社会教育士」と称することができます。

**2. 実施機関**

学校法人新潟青陵学園 新潟青陵大学短期大学部

**3. 講習期間**

受講コース B「社会教育演習」：令和7年2月1日（土）～令和7年2月16日（日）

※開講日程や講義内容、担当講師等の詳細は、別紙「開講日程表」をご参照ください。

**4. 受講資格**

以下の(1)、(2)をいずれも満たす者

(1) 社会教育主事講習等規程第2条各号のいずれかに該当する者

(2) 「生涯学習概論」「社会教育経営論」「生涯学習支援論」のいずれか1科目以上を修得済みの者

<社会教育主事講習等規程第2条>

- ① 大学に2年以上在学して62単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律（昭和26年法律第17号）附則第2項の規定に該当する者
- ② 教育職員の普通免許状を有する者
- ③ 2年以上社会教育法第9条の4第1号イ及びロに規定する職にあった者又は同号ハに規定する業務に従事した者
- ④ 4年以上社会教育法第9条の4第2号に規定する職にあった者
- ⑤ その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

**5. 定員**

60名

※受講希望者数が定員を上回った場合には、受講者の選定を行います。受講者選定の取り扱いについては、「12.受講者の決定および通知」をご参照ください。

## 6. 実施場所

- ・新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部
- ・学外施設：新潟県イノベーション拠点施設 NINNO（ニーノ）

※上記会場の他、オンラインライブ・オンデマンドで実施する日程もございます。

※会場は変更となる場合がございます。

## 7. 科目名・単位数・配当時間

受講コース B「社会教育演習」 2 単位 30 時間

※受講コース A および受講コース B「生涯学習概論」「生涯学習支援論」「社会教育経営論」は申込受付を終了していますが、次年度以降も継続開講を予定しています。複数年度にわたる分割受講も可能ですので、次年度以降に未修得科目を受講し、所定の単位をすべて修得すれば「社会教育士」の称号を得ることができます。

## 8. 実施方法

本講習は、「対面形式」「オンラインライブ形式（Google meet）」「オンデマンド形式」のハイフレックス型にて実施いたします。各日程で実施方法を設定しておりますので、詳細は別紙「開講日程表」をご参照ください。

また、受講形式に関わらず、課題提出や資料共有等の授業運営は【Google Classroom】を用いて行います。なお、受講に際し、本学より専用のメールアドレスを付与いたしますので、個人のメールアドレスを使用することはございません。

<オンライン形式で受講される場合>

本学施設の開放・貸出はいたしませんので、自宅や職場等でご受講ください。また、授業中にグループワークを行う場合がございますので、カメラやマイクを安定して使用できる通信環境の準備をお願いいたします。（通信料は自己負担となります）

<オンデマンド形式で受講される場合>

授業終了後、【Google Classroom】に授業の動画を掲載いたしますので、1 週間以内にご視聴ください。視聴後は、担当教員の指示に従い、課題をご提出ください。課題の提出をもって、出席認定とさせていただきます。

## 9. 受講料

1 科目 16,000 円（テキスト・資料代等込み）

受講決定後に、請求書をお送りいたします。

※その他受講に関する経費（交通費、食費等）は自己負担となります。

## 10. 受講申込期間

令和 6 年 12 月 13 日（金）まで（必着）

## 11. 受講申込方法

受講希望者は、以下の提出書類を添えて、下記「書類提出先」へ郵送にてお申し込みください。

<提出書類>

- ① 受講申込書（様式 1）
- ② 受講資格を証明する書類
  - (1) 社会教育主事講習等規程第 2 条各号のいずれかに該当することを証明する書類
    - ・第 1 号該当者：卒業又は修了証明書  
※在学中の場合は、単位修得証明書および在学証明書
    - ・第 2 号該当者：教育職員の普通免許状の写し、又は教育職員免許状授与証明書
    - ・第 3、第 4、及び第 5 号該当者：勤務証明書（様式 2）
  - (2) 他 3 科目のいずれか 1 科目以上を修得済みであることを証明する書類  
(例) 他大学で受講した「社会教育主事講習単位修得証明書」の写し 等
- ③ 戸籍抄本（各証明書等に記載の氏名と現在の氏名が異なる場合のみ提出）

<講習科目の代替>

本講習では、大学における科目の既修得単位及び文部科学大臣が定める学修をもって、本講習において受講者が修得すべき科目の単位に替えることができます。但し、1 科目以上は、本学での講習を受講することを条件とします。

単位の代替を希望する場合は、受講申込書の「受講希望科目【単位認定申請希望】欄」に○印を付け、併せて以下の書類をご提出ください。

- ① 社会教育主事講習単位修得認定申請書（様式 3）
- ② 認定を希望する科目の単位認定を証明する関係書類

【関係書類の例】

- ・過去に社会教育主事講習で修得した科目⇒「社会教育主事講習単位修得証明書」
- ・大学の社会教育主事養成課程で修得した科目⇒当該科目の「単位修得証明書」

<分割受講>

本講習では、複数年度にわたる分割受講を認めています。但し、一つの科目内での分割受講はできません。次年度以降に受講される科目につきましては、次年度以降に改めてお申し込みください。

## 12. 受講者の決定および通知

新潟青陵大学短期大学部社会教育主事講習運営委員会において受講者を選定し、その結果を受講希望者宛に通知いたします。併せて、県の教育委員会宛に、受講者の氏名を通知します。

### 13. 修了証書の授与

社会教育主事講習等規程第3条に定める単位（8単位）を修得した方に対しては、同規程第8条により、新潟青陵大学短期大学部学長が修了証書を授与します。併せて、講習修了者は「社会教育士」の称号が得られます。また、一部の科目のみ修得した方に対しては、修得した科目の単位修得証明書を発行します。（修了証書・単位修得証明書は、令和7年3月頃の発送を予定しています。）

### 14. 個人情報の取り扱いについて

提出された書類等に記載された個人情報は、以下の目的にのみ使用いたします。

- ① 新潟青陵大学短期大学部における社会教育主事講習の実施に関する業務
- ② 都道府県等教育委員会において、履修認定等に必要と認める場合

※今後自治体から継続的な学習機会に関する情報提供や各自治体を実施する事業への協力依頼をお願いするために、社会教育主事講習の修了者の氏名・所属・提供可能連絡先について、都道府県教育委員会へ情報提供を行います。ご確認いただき、受講申込書の「個人情報提供」に関する確認欄にチェックをお願いいたします。

### 15. 非常変災時等における対応・代替措置について

非常変災時や感染症等によっては、以下の通り、開講形態や講習日程の変更を行う場合がございます。これらの事態が発生した場合には、【Google Classroom】への掲載とあわせ、個人宛メールにて周知をいたします。

<対面講習の場合>

本学の定める「災害時等における全学的な臨時休講措置と遠隔授業への切替について」に準拠し、代替措置として遠隔講習への変更を行います。（以下 URL 参照）

[https://www.n-seiryu.ac.jp/cms/wp-content/themes/seiryu/images/page/campuslife/disaster\\_canceled.pdf](https://www.n-seiryu.ac.jp/cms/wp-content/themes/seiryu/images/page/campuslife/disaster_canceled.pdf)

<遠隔講習の場合>

事務局の配信環境に支障があった場合などは、別途講習日程を確保いたします。

#### 社会教育主事講習に関するお問い合わせ・書類提出先

新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部 社会連携センター

〒951-8121 新潟県新潟市中央区水道町1丁目 5939 番地

TEL：025-368-7053 FAX：025-266-0124

E-mail：[ex@n-seiryu.ac.jp](mailto:ex@n-seiryu.ac.jp)

受付時間：9：00～17：00（土・日・祝日は除く）